

地方自治確立対策委員会

- 真の自主・自立の分権型地域社会のための地方行財政制度の確立を目指して -
設置要綱

1 設置の目的

地方自治確立対策協議会（以下「協議会」という。）に、地方自治確立対策委員会（仮称）（以下「委員会」という。）を設置し、我が国の国民・住民の意識に即し個性豊かで活力に満ちた自主・自立の分権型地域社会の実現に向け、学識経験者と地方六団体関係者が一体的に審議を行い、国における地方分権改革推進の論議を後押しする観点も踏まえ、税源移譲を含め真の地方分権の推進につながる地方行財政制度の構築について提言を行うものとする。

2 組織

- (1) 委員会は、学識経験者を委員として構成する。
- (2) 委員は、協議会の構成団体の会長が委嘱する。

3 任期

委員の任期は2年とする。

4 委員長及び委員長代理

- (1) 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 委員会に委員長代理を置き、委員長が指名する。
- (3) 委員長は、委員会を主宰し、委員会を代表する。
- (4) 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 招集等

- (1) 委員会は、委員長が招集する。
- (2) 知事、市町村長等地方六団体関係者は、積極的に委員会に出席し、意見を表明する。

6 事務

委員会の事務は、地方分権推進本部及び全国知事会調査第一部が取り扱う。

7 経費

委員会の運営経費は、地方分権推進本部が負担する。

8 その他

前各号に定めるもののほか、委員会の運営に関しては、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

9 施行

この要綱は、平成15年5月16日から施行する。